

議 事 録

会議の名称	令和6年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年11月25日（月） 午後2時から 午後2時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第62号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第63号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>(3) <del>第64号議案</del> 農地法第4条の規定による許可申請について (取り下げ)</li> <li>(4) 第65号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第66号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について</li> <li>(6) 第67号議案 地域計画策定に係る意見聴取について</li> <li>(7) 報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第56号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第57号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(10) 報告第58号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年第12回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和6年第12回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 本庄市地域計画（案）について（別冊）</li> <li>4 事務局連絡事項</li> </ol>
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和6第12回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第12回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席3番金井清子委員、議席4番戸谷忠司委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、事務局から報告のあった第64号議案を除く、議案送付時に配付した議案5件及び報告4件です。</p> <p>はじめに、第62号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第62号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第62号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転2件です。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございしますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満た</p>

	<p>していないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席14番倉野内委員でございます。</p> <p>次に整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田1筆、畑1筆並びに傍示堂地内の畑1筆及び牧西地内の田1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席5番中野委員及び議席2番内田委員でございます。</p> <p>整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は、3ページ及び4ページとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1及び整理番号2について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに整理番号1について、議席14番倉野内委員の報告を求めます。</p>
倉野内委員	<p>整理番号1について、14番倉野内より報告させていただきます。</p> <p>11月21日午後1時頃、倉林推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、塙保己一旧宅より南東に約360メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、米、小麦を作付け予定とのことでした。</p> <p>受人の年齢は62歳、本人の農業従事日数は200日です。農機具は、トラクター2台、コンバイン2台、田植機1台、管理機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席5番中野委員、議席2番内田委員の順に報告を求めます。</p>
中野委員	<p>整理番号2について、5番中野より報告させていただきます。</p> <p>11月18日午後2時頃、海澤推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。</p>

	<p>い。申請地は、宗真院より南西に約320メートル及び南東に約360メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、米麦を作付け予定とのこと。受人の年齢は66歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター7台、コンバイン2台、田植機1台、乾燥機4台、籾摺り機1台、トラック3台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします</p>
内田委員	<p>続いて、2番内田より報告いたします。</p> <p>11月19日午前9時頃、福島推進委員及び高橋推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、宗真院より南西に約320メートル及び南東に約500メートルに位置しております。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第63号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第63号議案をご説明いたしますので、議案書5ページをお願いいたします。</p> <p>第63号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めますのでございませす。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4</p>

	<p>月 1 日から起算して最長 2 年を経過する日の令和 7 年 3 月 3 1 日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、6 ページ及び 7 ページをお願いいたします。申請件数は、7 件です。田 2 筆及び畑 8 筆の面積合計 24, 066 平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第 5 条第 1 項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和 5 年 9 月 30 日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 31 日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第 65 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第 65 号議案をご説明いたしますので、議案書 11 ページをお願いいたします。</p> <p>第 65 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第 5 条第 3 項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、12 ページをお願いいたします。申請件数は、5 件でしたが、整理番号 3 及び整理番号 4 の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は、所有権移転 3 件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号 1 をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりで</p>

す。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、13ページをお願いいたします。5-1については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号2でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。

申請地位置図は、14ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。

申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて

	ないものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案の整理番号3及び整理番号4を除く整理番号1から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席11番宮部委員の報告を求めます。
宮部委員	<p>5-1について、11番、宮部より報告させていただきます。11月22日午前10時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書13ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、桃花木公園から東へ約80mに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転であります。</p> <p>申請人は申請地近くの借家にて妻と子の3人で生活しています。家族が増え現在の借家では手狭になり、住環境が変わらない場所で住宅の建築を計画し、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>用途地域は第一種低層住居専用地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われま。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号2について、議席12番永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>5-2について、12番永尾より報告させていただきます。11月20日午前8時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書14ページ5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線生野交差点から南西へ約370メートルに位置しております。申請目的は、建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅5棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、駅が近く、また小学校も近くにあり宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号5について、議席9番反町委員の報告を求めます。
反町委員	<p>9番反町より報告させていただきます。11月22日午前11時頃、高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書17ページの地図の5-5の箇所をご覧ください。</p> <p>申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅7棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから</p>

	<p>転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第66号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第66号議案を説明いたしますので、議案書18ページをお願いいたします。</p> <p>第66号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本議案は、相続税の納税猶予に関しまして提出された別紙適格者証明願について、申請人が租税特別措置法、以降「法」と申し上げますが、法施行令第40条の7第1項及び同条第2項の規定に該当する適格者であることを証明することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>法第70条の6第1項では、農業を営んでいた被相続人から相続人が一定の農地を相続し、農業を営む場合には、相続税法第27条第1項の規定による申告書の提出により、これらの農地等の価格のうち、農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格である「農業投資価格」を超える部分に対応する相続税については、納税猶予期限まで納税を猶予するとされております。</p> <p>次に、その要件をご説明させていただきます。はじめに被相続人の要件でございますが、法施行令第40条の7第1項の規定により、「死亡の日まで農業を営んでいた者」、「生前一括贈与をした者」等とされております。</p> <p>また、相続人の要件でございますが、法施行令第40条の7第2項の規定により、「相続した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者」、「生前一括贈与を受けた受贈者」等とされております。</p> <p>さらに、相続税納税猶予が適用される特例の対象となる農地の要件でございますが、被相続人が農業の用に供していた農地で、「被相続人から相続により取得した農地で遺産分割されているもの」、「贈与税納税猶予の対象となっていたもの」等とされております。</p>

	<p>本証明願は、ただいまご説明させていただきました、被相続人が農業を行っていたか、相続人が今後も農業経営を行っていくか等の要件につきまして、農業委員会に対してその証明を求められているものでございます。</p> <p>証明願の内容については、19ページをお願いいたします。交付申請件数は1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。関係は同居の親子です。相続年月日は令和6年2月13日、耕作面積及び猶予適用農地の内訳は記載のとおりです。地区担当は、議席8番塩原委員でございます。</p> <p>猶予適用農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、法定要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、議席8番塩原委員の報告を求めます。
塩原委員	<p>8番塩原より、報告いたします。11月18日午後1時頃、現地確認及び申請人から聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては議案書20ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請者と被相続人の関係は親子となっています。申請地での主な作付作物は、ねぎ、ブロッコリーとなります。相続により農地を取得し、引き続き農業経営を行うということで今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>申請地の耕作状況は、保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第67号議案「地域計画策定に係る意見聴取について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第67号議案をご説明いたしますので、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>第67号議案、地域計画策定に係る意見聴取について、本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>地域計画の内容でございますが、別冊「本庄市地域計画(案)について」を</p>

お願いいたします。本議案のご説明につきましては、第11回総会においてご案内させていただきましたとおり、計画書全ての説明は長時間を要することから、総会及び議案審議の円滑な進行を踏まえ、議案配布時に同封させていただきました「担当地区の計画書及び目標地図」を既に委員の皆さまにはご確認頂いていることを前置きとして、ご説明をさせていただきます。

それでは、別冊の構成をご説明させていただきます。地区ごとにページ数が異なる場合がございますが、表紙をおめくりいただきまして、2枚目及び3枚目に「地域計画」と表題に書かれた計画書本体、続いて「別紙1」として名簿、最後にA3版の「目標地図」を添付させて頂いております。

続きまして、内容について概略をご説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、2枚目「地域計画」をお願いいたします。一番上から、「策定年月日」、「目標年度」、「市町村名」及び「地域名」の記載があった後、「1 地域における農業の将来の在り方」といたしまして、「(1) 地域計画の区域の状況」には各地区の農用地等の面積を、(2)、また(3)には、それぞれ「地域農業の現状及び課題」、「地域における農業の将来の在り方」が記載されております。

次に、「2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」のうち、「(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標」につきましては、まず「現状の集積率」には、「担い手」を「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」、「農協」と定義したうえで、地域計画に位置付ける「担い手」に対する各地区の集積率が記載されております。「将来の目標とする集積率」につきましては、全地区共通といたしまして、令和5年9月に本庄市が策定しました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標」に掲げる「75%」が設定されております。

次に、「3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」及び「4、地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)」の項目がございますが、「4、地域内の農業を担う者一覧」につきましては、別紙1に記載してございます。

本庄市においては、別紙1の「担う者」を、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」、「人・農地プランにおける中心経営体」及び「利用権設定又は農地中間管理事業等により農地を借り受けている方」としております。表の左側から、「属性」、「氏名」に続き「現状」及び「10年後」の「経営作目等」、「経営面積」、「作業受託面積」が記載されております。また、

	<p>「10年後」の欄には「目標地図上の表示」という項目がございますが、こちらに記載した番号が、別冊の最後に添付するA3版の「目標地図」の各筆の付番と対照するものでございます。</p> <p>次に、「5、農業支援サービス事業者一覧」につきましては、記載は任意とされており、本庄市においては記載不要と判断したものでございます。また、「7、基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください」の項目につきましては、該当する地区はございません。</p> <p>「6、目標地図」は、別冊の最後にA3版として添付してございます。「目標地図」には、現況の耕作者を基に、一筆ずつ、「別紙1」に記載の「担う者」の番号を付番しており、本庄市農政課が令和6年8月に実施した意向調査において、地域計画への氏名及び農地の掲載に同意をいただいた耕作地が色付けられております。着色されていない農用地については、「今後担い手を検討するもの」として位置付けるものでございます。</p> <p>なお、本日は、農地一筆ごとをより細かくご確認頂けるよう「目標地図」の縮尺を大きくしたものを、各地区に1部ずつご用意させていただき、地区代表の委員の机にお配りしております。この後、5分ほどお時間を取らせていただきますので、地区ごとに皆さまでご確認をいただいた後、ご審議を賜りたいと存じます。別冊についての概略は以上でございます。</p> <p>最後に、地域計画の策定に係る今後のスケジュールを簡潔にご説明させていただきます。本庄市農政課では、本議案と同様に、関係機関といたしまして、埼玉ひびきの農業協同組合及び埼玉県農林公社よりの意見聴取を実施しております。本議案の議決及び関係機関からの同意を得た後、12月から1月にかけて地域計画（案）の縦覧、3月に地域計画の公告を予定しております。</p> <p>地域計画策定の後、令和7年度以降でございますが、農地転用等に伴う目標地図等の更新を毎年度行うとともに、これらを踏まえまして、10年後である目標年度「令和16年度」に向けて、概ね5年ごとに見直しを予定しており、見直しに際しましては、策定時と同様、各地区における「協議の場」を設置する予定となっております。</p> <p>議案の説明は以上でございます。この後、5分ほどお時間を取らせていただき、本日ご用意させていただきました「目標地図」を委員の皆さまご確認のうえ、ご審議を賜りたいと存じます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、各委員に、地区代表委員の席において、担当地区の「目標地図」の確認を求めます。確認時間は5分とします。</p>

議長	<p>時間となりましたので、各委員に復席を求めます。</p> <p>(各委員 復席)</p> <p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
金子委員	<p>名簿が五十音順となっているが、地区ごとに五十音順になっていれば分かりやすいかと思います。</p>
市農政課	<p>地域計画の地区単位で「担う者」を位置付けるという性質上、地区全体において五十音順で付番させていただいています。今後、縦覧等に際して、円滑に閲覧や検索がしやすいよう、検討したいと考えます。</p>
坂爪委員	<p>経営面積が大きく乖離している農業者がいると思われるので、もう一度協議してみてもいかがでしょうか。</p>
市農政課	<p>今回記載している経営面積は、利用権設定や農地中間管理事業により農業委員会に貸借の届出がされている農地面積を集計したものとなっております。例えば、農業委員会に届出をしていない、いわゆる相対で貸借をしている農地は経営面積に反映されておきませんので、ご了承いただければと存じます。</p>
議長	<p>他にご質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第55号をご説明いたしますので、議案書22ページをお願いいたします。</p> <p>報告第55号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、23ページから25ページをお願いいたします。専決処分件数は、9件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第56号をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。</p> <p>報告第56号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p>

	<p>届出内容については、27ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第57号をご説明いたしますので、議案書28ページをお願いいたします。</p> <p>報告第57号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、29ページ及び30ページをお願いいたします。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第58号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願いいたします。</p> <p>報告第58号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>受理件数は、3件です。報告書は32ページから37ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和6年第12回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和6年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和6年11月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後2時50分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席	○	仁手	海澤 房男	出席
4	戸谷 忠司	出席	○		坂上 公男	欠席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席			久保 国男	欠席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席				
14	倉野内 浩	出席		秋平	高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席			福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席			中里 光夫	出席
19	出牛 康	欠席		共和	新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席			新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢 智明
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
局長補佐兼総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主査	福島 幸恵
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人